

平成 29 年度 第 2 回
丹波市有償運送運営協議会
資料(傍聴用)

丹波市有償運送運営協議会

福祉有償運送 申請要件

No.	項 目		ガイドラインで示されている要件
1	運送主体		市町村、NPO 法人、農業協同組合、消費者生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所
2	運送対象	対 象	対象となる旅客は、上記の運送主体が乗車定員 11 人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって、会員として名簿に登録されている次に掲げる者及びその付添い人とする。 (イ)身体障害者福祉法に規定する「身体障害者」 (ロ)介護保険法に規定する「要介護認定者」 (ハ)介護保険法に規定する「要支援認定者」 (ニ)その他肢体不自由、内部障害(人工血液透析を受けている者を含む)、知的障害、精神障害その他の障害を有する者(発達障害、自閉症、学習障害を含む) <u>※上記の(ハ)及び(ニ)に該当する者を運送の対象とする場合には、運営協議会において当該者の身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がされた者であること。</u>
		形 態	運送の発地または着地のいずれかが丹波市の行政区域内にあること。
3	使用車両	使 用 車 両	(1)福祉自動車(車椅子もしくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車) (2)(1)によらず、セダン型等の一般車両を使用する場合にあつては、4 の運転者欄の(3)の要件を満たした者が乗務する自動車 ※丹波市では、上記の運送対象を輸送しようとする福祉有償運送において使用する車両について、会員として登録されている方の身体状況等に鑑み、必要な福祉自動車を配置するように指導を行うこととする。
		使 用 権 原	使用する車両は、運送主体が使用権原を有する必要がある。 運転者等から提供をされた自家用自動車を使用する場合には、運営主体が提供者と当該車両の使用に関する契約について書面をもって締結する必要がある。
		車 両 の 表 示	有償運送の登録を得た車両であることを使用自動車の車体の側面に外部から見やすいように表示する必要がある。 以下に掲げる事項を車体の両側面に表示すること (イ)運送者の名称 (ロ)「福祉有償運送車両」の文字 (ハ)登録番号 ※横書きとし各文字の大きさは一文字の一边が 5 cm 以上であること ※登録証の写しを必ず自動車に備えておくこと

4	運 転 者	道路交通法に規定する普通第二種免許を受けており、かつその効力が停止されていない者、または下記のすべての条件を満たしている者 (1)過去2年間、運転免許停止処分を受けていないこと (2)国土交通大臣が認定する研修等を終了していること (3)セダン型運転者については、介護福祉士の資格を持っているか、国土交通大臣が認定する研修会等を終了していること
5	損 害 賠 償 措 置	運送に使用する車両全てについて、対人 8,000 万円以上、対物 200 万円以上の任意保険等（搭乗者傷害を対象に含むものに限る）に加入していること、又はその計画があること
6	運 送 の 対 価	当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額のおおむね2分の1を目安に、地域の特性などを勘案して定めるものとする 〈参考〉 丹波市地域の小型上限運賃は、 <u>初乗り 1.3km まで 620 円、以後 276m 毎に 80 円</u> ※兵庫県タクシー協会県下ブロック別運賃表(上限運賃)丹波・但馬より ※身体障害者、知的障害者 1 割引あり
7	管 理 運 営 体 制	運行管理、指揮命令、運転者に対する監督や指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制、その他の安全確保及び旅客の利便の確保に関する体制の明確な整備が必要である
8	運 行 管 理 責 任 者 責 任 者	5 台以上の車を管理する事務所にあっては、道路運送法施行規則第 51 条の 17 に定められた条件を満たす運行管理責任者を置くこと。
9	法 令 遵 守	許可を受けようとする者が、道路運送法第 7 条の欠格事項に該当する者でないこと

丹波市有償運送運営協議会 申請団体要件確認表

[申請者] 特定非営利活動法人 ふくろう
 [申請区分] 更新登録の申請（福祉有償運送）
 [有効期間の満了日] 平成 29 年 11 月 3 日

No.	項 目		申請内容の概要
1	運 送 主 体		兵庫県丹波市氷上町横田 334 番地 5 特定非営利活動法人 ふくろう 理事長 北野 ひとみ
2	運送対象	対 象	会員登録された以下に掲げる者及びその付添人 （ロ）介護保険法に規定する「要介護認定者」 8 名 （二）その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害を有する者 1 名
		形 態	運送の発地及び着地がいずれも市島町を除く丹波市の区域内である
3	使用車両	使用車両	セダン型等一般車両（軽乗用車） 1 台 ダイハツ ミラ（4 人乗）
		使用権限	使用する車両について、自動車の使用者と運送主体との間で締結された車両使用承諾書により、福祉有償運送を実施する間は、運送主体が使用権原を有している ※（車両使用承諾書及び自動車車検証により確認済）
		車両の表示	有償運送の登録を得た車両であることを使用自動車の車体側面に外部から見えやすいように表示（別添写真参照）
4	運 転 者		運転者 2 名 （内訳）普通第 2 種免許所持者 1 名 （国土交通大臣が認定する講習を修了した者 1 名） 普通第 1 種免許所持者 1 名 （国土交通大臣が認定する講習を修了した者 1 名） 福祉車両・セダン型車両運転可
5	損 害 賠 償 措 置		一般自動車総合保険 三井住友海上火災保険株式会社 （対人賠償：無制限、対物賠償：無制限、人身傷害：5,000 万円、車両保障：15 万円）
6	運送の対価		別紙「利用運賃及び料金一覧」参照 丹波市内のみ運行 【距離制運賃】 初乗り走行 5 km まで 500 円、以後 1 km 毎に 100 円を加算する
7	管 理 運 営 体 制		別紙「運行管理の体制等を記載した書類（様式第 6 号）」参照
8	運行管理責任者		別紙「運行管理の体制等を記載した書類（様式第 6 号）」参照
9	法 令 遵 守		別紙「宣誓書（様式第 3 号）」参照